

報告第12号

継続費通次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、令和5年度久喜市一般会計予算継続費の通次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一